

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買換資産を取得する場合において、同条第5項第1号の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、譲渡しようとする財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 4 「取得しようとする買換資産の明細」欄には、取得しようとする買換資産の明細を申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得しようとする買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 6 この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 買換資産をやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等